

## 地域形成と少数民族

——ギリシャ領トラキアのトルコ人——

### 一 まえがき

およそ少数民族たるものは、少数民族としての価値観、行動様式を有するかぎりにおいて、外部世界に既存の価値観の再検討を迫り、そのことを通じて自己を超えた存在意義を示すものである。少数民族たるべきことが歴史的である以上、この命題もまた歴史的であり、不断の現実的検討による命題の現実的理解が必要とされる。

人間集団の社会活動の一局面としての地域形成の局面においても以上のことは該当するのであって、少数民族が地域形成の過程で果たす役割に特別の照明をあてることなしには、当該の地域形成の本質をその深部において

説明することはできない。

筆者はこの観点からギリシャ北東部のトルコ人少数民族居住地帯を訪れ、短期間の滞在ながら若干の知見を得たので、ここに報告を提出する。

本来意図していた調査期間は多少は長期にわたるものであったが、実際には筆者は一九八〇年十二月十一日から足かけ十二日間滞在したに過ぎなかった。この時、ギリシャ北東隅のトラキア地方<sup>(1)</sup>を構成する三県の中央に位置するロドピ Rodopi 県の県都コモティニー Komotini<sup>(2)</sup>を訪れ、市内外のトルコ系少数民族に関するききとりを開始した筆者の前に現われたのは、筆者のききとりに応じてくれたトルコ系住民にたいする尋問の任務を帯びた

鴨 澤 巖

ギリシャの警官であった。時に警官は筆者がききとり現場を離れたのちに現われた。こうして、後述するように折からトルコ系少数民族をめぐって鋭い政治的な問題が発生していたギリシャ領トラキアでは、筆者のききとり行為が直接トルコ系住民に迷惑をかけることが明らかになったため、早々に退去することになった。

こうした事情もあって、ここに提出する報告は、高度に洗練された報告には距離のある、必要な知見のとりあえずの伝達といった性格のものにとどまる。

それでもなお、以下の方々のお力添えがなければ本報告はそもそも成立しなかった。記して厚く感謝する次第である。困難な状況下で筆者のききとりに応じて下さったバヤトル Bayatlı 村の四名の農民の方とセメトリ Smetli 村<sup>(5)</sup>の多数の農民の方、筆者の調査を情熱的に助け、筆者の帰国後も緊迫した現地の情勢を、自からが主幹として刊行する週刊紙ゲルチェック *Gercak* の送付を通じて報告して下さいいるモラ・イスマイル (ロドプルー) Molla Ismail (Rodoplu) 氏、コモティニーおよびクサンティの両ムフティ、その他トルコ系知識人各位、惜しみなく調査の便をはかって下さった専売公社サロニ

カ連絡事務所の今井所長、下川氏、およびたばこ買付商のサギ・ペトリデス Saki Petrides 氏とコスタ・スタンツォ Kosta Stantso 氏、種々相談にあずかって下さったラザロス・アラバゾールー Lazaros Arabatzoglou 氏、在コモティニー・トルコ総領事館関連各位、トルコ共和国ハジエテペ Haeetepe 大学ボズクルト・ギェヴェンチ Bozkurt Güvenc 教授、トルコ共和国外務省ムラト・エルサヴジュ Murat Eravci 氏、筆者の帰国後トルコの諸新聞の関連記事を送り続けて下さったアイシユ・ゲティッキ Ayse Gedik 博士、議論の機会を与えて下さったデモクリトス Demokritos 大学のミナイーデイス M. Mynaidis 教授と関連各位、コモティニー県知事(当時)フォテアース Fotzas 氏と関連各位、調査を許可されたギリシャ国社会科学研究センター、そしてそもそも筆者を調査隊の一員に加えて下さった上、効果的な助言と援助を与えて下さった一橋大学地中海研究会の各位。以上の方々に重ねて深甚の謝意を表明する。

(1) 国際的には、ギリシャ領トラキアを西トラキア、トルコ領トラキア(いわゆるヨーロッパ・トルコ)を東トラキアと呼ぶ。

- (2) コモティニーはギリシャ語地名。トルコ語ではギェムルジネ Gumleone またはギェムルジュネ Gumleone と呼ぶ。西トラキアのすべての地名はギリシャ語、トルコ語の二重地名である。これについては De Jong (1980a), Kreiser (1978) 参照のこと。なおコモティニー県のみについてであるが筆者も上記文献を若干補完した。未完なので公表を差し控えているが関心をおもちの方は御連絡下さい。
- (3) ギリシャ語ではバグーリア Pagouria 村。
- (4) おもんばかるところあって氏名の公表は差し控える。
- (5) ギリシャ語ではスィンボラ Synbola 村。
- (6) このトルコ語紙の名称の語義は「真実」。

## 二 西トラキア概観——トルコ系住民

との関連を中心に——

西トラキアは東トラキアと共に古代トラキアの南部に相当する<sup>(1)</sup>。西トラキアの西端をマケドニア Macedonia と境するのはネストス Nestos 川であり、東端をトルコ共和国と境するのはマリツァ Maritsa 川である。西トラキアは西から東にかけてクサンティ Ksanthi、ロドピ、エヴロス Evros の三県を有し、その面積はギリシャ全国<sup>(2)</sup>の面積の六・五%に相当する八、五七八平方キロにお

よぶけれども、その人口は最後の国勢調査年度である一九七一年には全国総人口の三・八%にしか達しない三二万九、五八二人であった<sup>(2)</sup>。

中世のトラキアの一部である西トラキアでは、最近までトルコ系住民が多数派を構成していた。しかし現在ではギリシャ系住民が多数派を占めている。一九二一年には西トラキアの全人口の八五%をトルコ系住民が占めていたといわれ、他方現在では、トルコ系住民の数が一〇万人から一二万人と幅をもって推定される<sup>(3)</sup>。ほかない関係上、全人口の三〇ないし三六%とこれまた幅をもった数値を対置するほかないのであるが、いずれにせよ少数民族に転化してしまったことが示されている。同じことをコモティニー市についてみれば、全市人口にたいするトルコ系人口比は、一九二〇年には八三・三%であった<sup>(3)</sup>が、現在では約五〇%である。

西トラキアのモスレム住民の圧倒的多数はトルコ系住民であるが、その次に位するのはボマク Pomak 系住民である。かれらはロドピ県北部に集住する。かれらの言語生活は六〇%がブルガリア語、三〇%がトルコ語、残りの一〇%がギリシャ語によって行われている<sup>(6)</sup>という。

図1 西トラキア(トラキア)の位置



ポマク系住民をどのような民族的アイデンティティの下に置くかは論争の種である。ギリシャ人の見解ではそれはギリシャ人となる。かれらが、アレクサンダー大王にひきいられたかのマケドニア人の子孫であるからである。ブルガリア人の見解ではポマクはブルガリア人となる。歴史の経緯の下でたまたまギリシャ国民に編入されているとはいうものの、かれらはブルガリア語を母語としていないかというのである。さらに、西トラキアのトルコ系住民はポマクを自分たちにきわめて近いも

のとみなしている。その場合には、現在のギリシャ人の祖先とはみなしがたいマケドニア人の子孫であるかどうかということよりは、かれらが現在モスレム同胞であり、年々トルコ語を読み書きする密度を増しつつあることを重視し、ブルガリア語を母語とするということよりは、後述する現在の状況の中で一体化しつつあることを重視しているのである。ポマクの側にも同様の意向が出現することになる。<sup>(2)</sup>ギリシャ領内のポマク系住民の数は約三万人とみなされ、<sup>(10)</sup>国境を越えたブルガリア側にも約四万五、〇〇〇人が住むという。<sup>(11)</sup>そのほか、西トラキア内に居住するモスレムには約五、〇〇〇人といわれる定住のジプシーがいる。<sup>(12)</sup>

現代ギリシャの諸地方中、西トラキアはエピロス EPIROS に次ぐ最も人口疎の地方であり、一九七一年には全国平均人口密度一平方キロあたり六六・四人にたいし三八・四人に過ぎなかった。<sup>(13)</sup>

西トラキアの経済はほとんど専ら農業に依拠している。西トラキア経済の発展の低開発性の故に、ギリシャ政府は西トラキアをエーゲ海島嶼地域とともに国内最貧地域として法的に位置づけている。<sup>(14)</sup>西トラキアの農業は国内

で最も粗放のものとみなし得る。一九七八年の統計によれば全作付地にたいする粗放な耕地の面積の百分比は、西トラキアでは九二・六、全国平均では六〇・七である<sup>(15)</sup>。西トラキアはたばこの栽培地として知られていて、専売公社も首都のアテネやトルコ共和国のエーゲ海沿岸の都市イズミル Izmir とともに、マケドニアと西トラキアを管轄するサロニカ Salonika (テッサロニキ Thessalonika) にも連絡事務所を設置している。西トラキアのトルコ人はギリシャでは最良のたばこ耕作者とみなされている<sup>(17)</sup>。当地のたばこはオリエント種と呼ばれるもので、水分に乏しく肥料分の少ない土地で栽培されるものが上質であるという<sup>(18)</sup>。しかし政府の最低買入価格は山寄りの(つまりトルコ系やボマク系耕作者の多い)地方よりは、たばこの品質は悪いが有力な代議士を送り出している地方に高く設定されているように思われる。さて、西トラキアにおいてトルコ人が優れたたばこ耕作者であるということは、一面ではその「農作業がギリシャ人よりはトルコ人の方が丁寧<sup>(19)</sup>」であることにもよろうが、他方ではあとで地図化して示すように、トルコ人の方が水分に乏しく肥料分の少ない山寄りの土地に住んでいることにも

よるのである。

- (1) Webster's Geographical Dictionary, 1963, p. 1139.
- (2) Statistical Yearbook of Greece 1979, pp. 17—18.
- (3) コモティニーのムフタイ (宗教指導者) ヒュセイン・ムスタファ Hüseyn Mustafa 師談、一九八〇年十二月十九日。
- (4) De Jong (1980b), p. 95.
- (5) ヒュセイン・ムスタファ師談、同前。
- (6) ミナイーデイス教授談、一九八〇年十二月十五日。なおこの点は十二月十九日にモラ・イスマイル氏とトルコ系弁護士によってもその通りであることが確認された。
- (7) たとえばゲルチェック紙、一九八一年五月十六日号を参照されたい。ミナイーデイス教授も一九八〇年十二月十五日に会見した際にこの点を問題にしたのであった。バルカン戦争以降の頻繁な領域変更、あわただしい利害関係の交代が将来への一定の観測をとめないながらこの論争をよび起こしていることは明らかである。
- (8) 前記ゲルチェック紙。
- (9) ホマク系ハジ・ヒュセイン・サブリ Hacı Hüseyn Sabri 氏談、一九八〇年十二月二十二日。なお同氏は元來高校教員であったが今は宗教教師であると筆者に語った。宗教に結集して民族のアイデンティティーを護ろうとの姿勢はここにも現われている。
- (9f) De Jong (1980b), p. 95.

- (11) ミナイーディヌ教授談、一九八〇年十二月十五日。
- (12) De Jong (1980b), p. 95.
- (13) Statistical Yearbook of Greece, Year 1978, pp. 17-18.
- (14) 法律 289/1976 号法。
- (15) Agricultural Statistics of Greece, Year 1978, p. 29.
- (16) ギリシャのたばこ生産の中で西トラキアは、一九七八年には播種面積では灌漑地で二・一%、非灌漑地で二・二%、また生産高(重量)では灌漑地で一・二%、非灌漑地で一・〇・六%を占める (Agricultural Statistics of Greece, Year 1978 p. 38)。
- (17) 専売公社サロニカ連絡事務所今井敏昭所長談、一九八〇年十二月九日。
- (18) 同事務所、今井所長、下川文久氏談、一九八〇年十二月一日。
- (19) 同事務所、今井所長談、一九八〇年十二月九日。

### 三 トルコ系住民の生活の背景

オスマン・トルコによるルメリア Rumelia 州の創設とともに、この地域へのトルコ人の入植が開始され、<sup>(1)</sup> コモティニーが初めてのトルコ人であるガズイ・エヴレノシュ・ベイ Gazi Evrenos Bey に接するのは一三六一年

のことであった。<sup>(2)</sup>

一九二三年のローザンヌ条約にもとづくギリシャ、トルコ両国間の住民交換に際し、トルコにおけるイスタンブル地区等に照応して西トラキア地区も交換対象地域からは除外された。このことは、この地区がトルコ人住民に関連して一の特徴ある地域であったことを物語るものであり、さらにまた住民交換の過程を通じて歴史の次の段階でまた別な特徴をもつ地域になってゆくことを表わしている。さてローザンヌ条約は、住民交換対象から除外された地域の、トルコにおいては「非回教徒少数民族」、ギリシャにおいては「非基督教徒少数民族」に一定の権利を保障する。すなわちその第四十条において

「非回教徒少数民族ニ属スル土耳其国民ハ法律上及事實上他ノ土耳其国民ト同一ノ待遇及保障ヲ享クベク殊ニ其ノ費用ヲ以テ慈善的、宗教的又ハ社会的ノ施設並学校其ノ他ノ教育設備ヲ開設、経営及管理シ且右ノ施設及設備ニ於テ自由ニ其ノ言語ヲ用イ及其ノ宗教上ノ勤行ヲ為スニ付均等ノ権利ヲ有スベシ」

と規定し、その第四十五条において全く同様の権利がギリシャ国内の非基督教徒少数民族にも保障されることを

規定している。<sup>(3)</sup>

一九一〇年代末、折から民族自衛闘争の高揚を示していたアナトリアを逃れて若干のギリシヤ人が入植した。が、それは一九二三年には七、八カ村を出なかつた。<sup>(4)</sup> 住民交換対象外地域としてギリシヤ人の入植は許されていなかったにかかわらず、その後来住し家を建て土地を耕す者が増えた。その結果、一九三〇年に首相のヴェニゼーロス Venizeros 氏がアンカラを訪問し、西トラキアへのギリシヤ人の入植について懇請し了解を取り付けた。「一九三九年から一九五一年にかけて約二万人がトルコへ向けて本地域を立ち去つた。トルコへの移住は現在も引き続き行われている……他方、人口の社会増と自然増の結果、西トラキアのギリシヤ人人口は少なくとも六倍に増え、モスレム人口は多数者から少数者に転じた。<sup>(6)</sup>」

一九六七年以降、ギリシヤ、トルコ両政府はキプロスにおけるギリシヤ系、トルコ系両民族の緊張関係を介して対立基調に移行し、<sup>(7)</sup> 西トラキアに波及した新たな状況の下でトルコへの移住者が急激に増加した。この時期以降、西トラキアのトルコ人は政府の側からのさまざまな抑圧を訴えるようになった。<sup>(8)</sup> 農村ではギリシヤ人に土地

を販売することはできても土地を購入することはできず、トラクターを購入することはできてもその免許証は交付されない。<sup>(9)</sup> 都市では住宅が購入できず、<sup>(9)</sup> 自分の住宅でもこれを子に譲れず、<sup>(11)</sup> 自動車の運転免許証、<sup>(12)</sup> 営業許可証が交付されず、また都市、農村を問わず政府筋のローンの便が与えられないというのである。それに加えてトルコ系住民の村落における土地取り上げが顕著である。クサンティにおける工業団地用地、<sup>(14)</sup> コモティニー東方一〇キロの三カ村にわたる工業団地用地、<sup>(14)</sup> コモティニー北方のセメトリー村における演習場用地、<sup>(16)</sup> コモティニー近傍の大学用敷地等の土地収容一〇例中九例まではトルコ系住民の利用地であつた。<sup>(18)</sup>

さまざまな経緯で土地が狭くなつたトルコ系農民はギリシヤ人農民の下で農業労働者になるほかはない。それはバグーリア村ではトルコ系農民の少なくとも八〇%に相当するといふことであつた。<sup>(19)</sup>

トルコ系住民は、時を同じくして教育条件も悪化したと訴える。すなわち「サロニカの師範学校の卒業者だけがトルコ人学校の教員になれるとの資格制限」<sup>(21)</sup> によつてギリシヤ人教員、それも経験に乏しい若い教員が増え、

一九五四年の両国文化協定によってトルコ政府から派遣されている教員の発言権も、給与を父兄が負担する地元トルコ系教員の発言権も、若いギリシヤ人教員の学校行政における登用の下で低下し、カリキュラムもまた民族語の修得の余裕を大幅に狭めるものとなった。

一九八〇年十一月十二日、ギリシヤ国会は西トラキアのイスラーム教徒の宗教的基本財産であるワクフの管理に関する法案を（トルコ系議員二名を国会外に派遣しつつ）<sup>(23)</sup>通過させた。反対票を投じたのはわずかに共産党の議員だけであった。ワクフはモスレム社会の宗教的、文化的、教育的組織の資金的背景をなすものであり、さらに困窮者に援助を与えるものでもあった。<sup>(24)</sup>西トラキアのトルコ系住民のワクフに関する法律は一九三一年の第二三四五号法以来さまざまな修正を蒙ってきたのであるが、今回の一〇九一／一九八〇号法通過後の状況を西欧の一新聞は次のように報じた。

「ギリシヤのトルコ人は抗議する——ギリシヤのトルコ系少数民族の指導者たちは損害を蒙るとみられる法律の承認を非難した。アテネにおける情報によればトルコ系の二名の議員はこの法律が撤廃されなければ辞

任するとカラマンリス大統領に迫っているという。二週間前に承認されたこの法律によれば、モスクや学校などのトルコ系少数民族の諸施設の役員は、トルコ人地域社会が提出した候補者リストからギリシヤ人当局が選ぶことになる。従来はトルコ人地域社会は自分のちの役員を直接に選ぶことができたのである。ギリシヤ北東部に住むおよそ一〇万人のトルコ人は新法が一九二三年のローザンヌ平和条約を侵害するものとみなしている。<sup>(25)</sup>」

この新しい状況は「一九六七年の軍事クーデター以前には、管財人は地元のモスレムによって選出されるのを常としていたが、軍事政権がこの権利を剝奪した。しかし実際には、コモテイニー（ヒュセイン・ムスタファ）、クサンティ（ムスタファ・ヒルミ）の両ムフティの監督下に、選出による役員が管理を続けていた」<sup>(27)</sup>状況からは大きく後退することになる。

今回、形式上は選挙が復活する。だが前述のようにギリシヤ側によって候補者リストから選ばれることになるだけでなく、従来は経済的に強力な都市のワクフが弱小農村ワクフを援助してきたが、独立採算制の名目のもと

にこれが禁止されるため弱小ワクフは消滅しかねないし、各ワクフの県知事への予算提出が義務づけられることになったため、活動は大きく制約されるであろう。<sup>(28)</sup>

トルコ系少数民族にたいするギリシャ政府側からのこのような抑圧の進行をギリシャ人たちはどのようにみなしているのだろうか。この点では、筆者の接した限りでは、トルコ政府によるトルコ国内のギリシャ系少数民族の抑圧に釣合いのとれた対応をすべきだという考え、したがってギリシャ政府の措置を当然とする判断が一般的である。<sup>(29)</sup> この点が直截に現われると「一九三四年には一  
 一万九、四〇〇人いたトルコ共和国のギリシャ人が一九七七年には一万九、一九〇人に急減したのにたいし、<sup>(30)</sup> 西トラキアのモスレムの数は全く減少していない。どちらに抑圧があり、どちらに抑圧がなかったかは明瞭である」という論調をくりひろげることになる。しかしこのような論調は数字の抽象に過ぎるものであって、イスタンブルのギリシャ人が「足軽な」商人であるのにたいし西トラキアのトルコ人が「身重な」農民であることはみとおかねばならない。<sup>(31)</sup>

しかしいずれにせよ「均衡」の論調は個々の抑圧の存

在それ自体を認めてしまうことになり、文字通り不法を容認することになるため、合法的に行われていることがあたかも抑圧と受け取られているだけのことであると論理形式を整えることになり、そのことよって現実との乖離を目立たせることになる。たとえば、自動車やトラクターの免許証が交付されない点については、民族学校に通ったりするものだからギリシャ語が読めず試験に合格できないとしたり、<sup>(32)</sup> 住宅が購入できず修繕も許されない点については、トルコ人たちは現在の居住地からよそには移りたがらない、あるいは経費を惜しんで家屋をなおしたがらないだけのことである、<sup>(33)</sup> とするたぐいである。<sup>(34)</sup>

トルコ共和国の一新聞の報道によれば、西トラキアではトルコ人が不動産を売りに出すと、ギリシャ人たちはあたかも予告されたかのようにすぐ集まって来、必要な役所の手続きは極度に速やかに、数時間以内にさえ完了するといふ。<sup>(35)</sup> 西トラキアのトルコ系住民にたいしてギリシャ政府が行っている政策はこれを出て行けがしの政策とみなすのが適当であろう。

ただ、トルコ系住民にとって不幸中の幸いともいえるのは、抑圧はほとんど政府の側、権力の側から来るので

あつて、ギリシャ系住民の側からはほとんど来ない<sup>(36)</sup>という点である。このことを最も象徴的に物語るのは次のエピソードである。筆者がコモティニのトルコ系民族紙 *ゲルチェク* の編集室でトルコ系知識人七、八人を相手に一九八〇年十二月十九日、就職における民族的な差別の有無を問うてみたところ、異口同音に「それはない」と答えた。筆者はそれより先、県庁でトルコ系職員を見掛けたところ、ほとんど全員がその点は視野の内にはなかったようにややポカンとしたあとで「法的権利はあるのだが」と言う。要するに試験制度はあるのだが、公務員の資格としては性穩健でなければならず、トルコ系全員が危険視されている状況下では受験など思いもよらぬことだといふのである。現在 *コモティニ* の *ロドピ* 県庁にはトルコ系の三名の公務員がいるが、かれらの仕事の道具は箒であるといふ。

(1) Carter, pp. 281—2, Schmieder, p. 209.

(2) セメトリ村の小学校のトルコ共和国派遣教師 (アンタリヤ *Antalya* 出身) の談話、一九八〇年十二月十三日。

(3) 条約彙纂。

(4) トルコ系民族紙 *アズネルク・ホスタス *Azmiik Postasi** (少数民族報) 紙主幹 *サラハッディン・ガリン* *Sahaddin Galip* 氏談、一九八〇年十二月十七日。

(5) 同。

(6) *De Jong* (1980b), p. 96.

(7) *ゲルチェク* 紙、一九八一年三月四日号、朝日新聞、一九六七年三月十六日、九月十日、十一月十七日、同夕刊、十八日夕刊、十九日、二十四日、二十五日、十二月五日、三十日の各号、参照。

(8) 最も集約的には *ゲルチェク* 紙一九八一年三月四日号の *ラリス Ralis* 首相 (当時) への公開質問状。また *De Jong* (1980b), p. 98.

(9) *ゲルチェク* 紙一九八二年一月二七日号によれば、西トラキアのトルコ系住民所有のトラクター一、五〇〇台に免許証が交付されていない。さて西トラキアでは、山地にこそ牛で牽くすきブルク *puller* が残存しているものの、平地ではトラクターを使用するので、トルコ系農民の多くは賃耕に依存することになる (農村事情に詳しいトルコ系住民より、一九八〇年十二月十九日)。西トラキアでは過去二年間にトルコ系農民へのトラクター免許証交付は一件もなかったが (弁護士 *ハサン・カシヤク* *Hasan Kasakci* 氏談、一九八〇年十二月十九日)、*バグーリア* 村のトルコ系農民四名に一九八〇年十二月十三日にきいたところでは、一九七〇年までは免許証は交付されていたといふ。

- (10) 西トラキアではこの四年間に一〇〇件ほどのトルコ系住民からの出願があり、三件だけが許可された。多くの人は初めからあきらめて出願もしないという(弁護士ハサン・カシヤクチュ氏談、一九八〇年十二月十七日)。
- (11) その理由は、国境地帯に住む外国人だからと説明される。トルコ系住民は一般のギリシャ国民と全く同様に納税と兵役の義務を遂行している(サラハッディン・ガリップ氏談、一九八〇年十二月十七日)。
- (12) コモティニーのあるたばこ商は食堂でモラ・イスマイル氏を見掛けると寄って来て「筆記試験には一回で合格したが実技は七年間五〇回にわたって受け今回やっと合格した」と語った(モラ・イスマイル氏談、一九八〇年十二月十九日)。
- (13) たとえばゲルチュク紙一九八二年一月二七日号を参照。
- (14) 当時、EC加盟に備えていたのである。
- (15) それらの村名はヤビヤ・イイリヤー Yahya Beyir ワクフ Vakıf' アンバル Ambar である。面積は計四〇〇ヘクタール。
- (16) 良好なたばこ畑が五〇〇ヘクタール、一九七七年に収容された。
- (17) 当初は放牧地が充当されていたが、突如隣接の優良なぶどう畑に変更された。面積三〇〇ヘクタール。
- (18) セラハッディン・ガリップ氏談、一九八〇年十二月十七日。
- (19) 四人のトルコ系農民の談話、一九八二年十二月十三日。
- (20) 一九五三年の文化協定にもとづいてトルコ人学校と呼ばれる。一九七二年、軍事政権の下でトルコ人少数民族学校と改称され、軍事独裁終焉後も名称は復旧していない(モラ・イスマイル氏、ハサン・カシヤクチュ氏談、一九八〇年十二月十九日)。
- (21) De Jong (1980b), p. 98.
- (22) 一九八〇年現在西トラキアには各級の学校にわたって三五人が各任期四年で派遣されている。同様に三五人のギリシャ人教員がイスタンブールのギリシャ人学校に派遣されている(セメトリ村にてききとり、一九八〇年十二月十三日)。
- (23) *Yeni Asır*, 19-1-1981.
- (24) 同。
- (25) *Hürriyet Gazetesi*.
- (26) *Süddeutsche Zeitung*.
- (27) *Impact International*.
- (28) *Hürriyet Gazetesi* 参照。
- (29) ミナイーデイス教授がトルコ系住民の土地取得をめぐる問題にたいして筆者に、キプロス戦争などの心理的側面も考慮に入れるべきであると語ったのはその好例(一九八〇年十二月十五日)。
- (30) *Impact International* 参照。
- (31) こうした論理を展開することによって筆者はトルコ側

の圧迫が存在していないことを証明しようとしている訳ではない。

(32) 筆者にたいしてそれぞれミナイーデイス教授は一九八〇年十二月十五日、ネオ・スイディオロホリオン郡書記は同十七日にこのように説明した。他方、筆者は予告なしに訪れた農村でトルコ系住民がギリシヤ語新聞を手に入れているのを何回も目撃している。

(33) 前半についてはミナイーデイス教授、後半については前記郡書記が、それぞれ前記の機会に語ってくれたもの。筆者がネオ・スイディオロホリオン郡役場を訪れ、トルコ系住民の住宅に関する不満を話題にした時、郡書記の面前で筆者に誇らしげに「トラクターの免許証も家の建築許可も、誰でも私のように手にできるはずですが」と一人のトルコ系住民が語った。これも西トラキアの現実である。

(34) あれこれとこのように語ったミナイーデイス教授が、深夜、筆者と二人だけになった別れの時に、弱々しげな表情で「私にもトルコ系の友人はいるのです」と言わずにはいらなかったことを記しておきたい(一九八〇年十二月十五日)。

(35) *Yeni Asir*, 19-1-1981.

(36) もとより絶無であらうはずもない。筆者もコモティニー市街のトルコ人住宅の壁に「トルコ人は出て行け」と落書きされてあるのを見た。ただし稀な例である。

#### 四 地域形成の若干の局面

##### 四—一 宗教への強い傾斜

西トラキアのトルコ系住民は年齢、性、教育程度の如何を問わず深くイスラーム教に帰依している。西トラキアにおけるトルコ系住民の最高の宗教指導者のひとりであるクサンティのムフティ、ムスタファ・ヒルミ師は、金曜に礼拝に参集しないトルコ系住民はほとんどいないし、もし参集しなければ良心の呵責を感じるのであると、一九八〇年十二月十九日、師のモスクを訪問した筆者に語った。また、コモティニーのムフティを訪問した時には、十代前半の少年二名がいつもうやうやしくムフティにものを尋ねている姿を目撃し、深い印象を受けた。

西トラキアのトルコ系住民の間には左翼的な思想の持ち主も保守的な思想の持ち主もいるが、イスラームを深く信仰している点では差異がない。こうしてイスラーム教が西トラキアのトルコ系住民の地域形成の一大特徴をかたちづくっていて、俗権国家であるトルコ共和国のトルコ人の地域形成とは大いにその状況を異にしている。<sup>(1)</sup>トルコ共和国では知識人がしばしばアタテュルク Atatur-

キアを宗教からの解放の点で評価するのであり、西トラキアとは宗教をめぐる知的風土を異にしている。ただし民族的アイデンティティーの抛り処を異にする条件があるとみるべきであろう。ここで、日本に居住するタターの人々が日本社会の閉鎖性との関連でこよなく宗教に抛り処を求めている姿が二重写しになってくるのである。

(1) モラ・イスマイル氏が、もし現代トルコ共和国の人々がヨーロッパ人とみなされたがっているとすれば、それは強者と同一視されたいとの、それ自体なものをも生み出すことのない願望を抱く感をおかすものであると筆者に語る時、それは筆者が「まえがき」に示した少数民族は自己を超えて外部世界にその存在意義を示すとの命題を証明してあまりある。

ことこのついでに、ここに注の形で忍び込ませておくならば、西トラキアのトルコ系少数民族は現在のギリシャの社会主義政権 PASOK の社会主義の試金石となっている。対米自主独立を標榜する PASOK 政権は対米追随路線の下で強いられた対トルコ協調姿勢を脱して対決をも辞せぬ姿勢に入り、西トラキアのトルコ族追い出し政策はいっそう本格的になった。ギリシャ人の入植を促進するための土地取り上げは激化し、その「モデル村」となったクサンテイ県のエヴラロン Evlaron 村の農民たちはクサンテイ市の中央広場で一九八二年三月十五、十六の両日にわたる

ハンガー・ストライキ、四月二日以降の連続の坐り込みを敢行した(ゲルチェク紙、一九八二年四月十三日)。

#### 四―二 民族別・高度別居住分布

現在のギリシャでは民族別の居住分布を示すための公的データは存在しない。しかも一九七七年以降トルコ語地名の公示は法的に禁止されている<sup>(1)</sup>。クライザー Klaus Kreiser、とりわけライデン Leiden 大学のデ・ヨング J. De Jong の優れた業績にもかかわらず、市町村水準での民族別居住分布は今なお完全には明らかになっていない。筆者は現地住民の協力を得て、ロドピ県のみについてではあるが先学の業績の若干の補完を試みた。

その上に立って筆者は、民族別の居住分布を高度別に考察した。この際、高度は、二〇〇メートル以下、二〇〇―六〇〇メートル、六〇〇メートル以上の三高度帯に分けられているが、これはまず単純に、使用した基<sup>(2)</sup>の高度区分に依拠するという技術上の理由にもとづくものであり、次には、証明にはほど遠いものそれらの区分が低地的、中高度的、高高度的生活の区分に対応すると思われたからである<sup>(3)</sup>。

ともあれ、資本主義化につれて低地の価値は増大し、

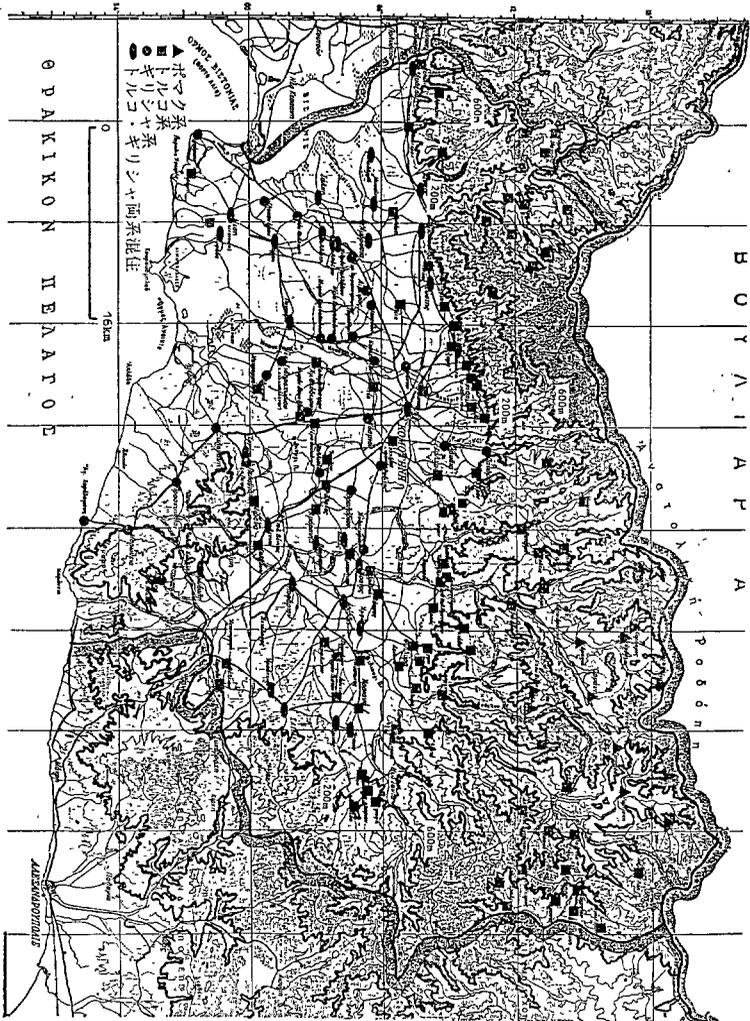


図2 コモテアイニー県の民族別・高度帯別市町村分布, 1981年

表1 コモティニー県の民族別・高度帯別市町村分布, 1981年

	ロドピ全県				コモティニー郡				サベー郡			
	200m以下	200~600m	600m以上	計	200m以下	200~600m	600m以上	小計	200m以下	200~600m	600m以上	小計
トルコ人市町村	55	36	5	96	33	22	0	55	22	14	5	41
構成比	57.3	37.5	5.5	100.0	60.0	40.0	0.0	100.0	53.7	34.1	12.2	100.0
ボマク人市町村	0	8	2	10	0	8	2	10	0	0	0	0
構成比	0.0	80.0	20.0	100.0	0.0	80.0	20.0	100.0	—	—	—	—
ギリシャ人市町村	28	0	0	28	27	0	0	27	1	0	0	0
構成比	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
ギリシャ人・トルコ人混住市町村	30	0	0	30	21	0	0	21	9	0	0	9
構成比	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
民族別未詳市町村	15	0	0	15	7	0	0	7	8	0	0	8
構成比	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
計	128	44	7	179	88	30	2	120	40	14	5	59
構成比	71.5	24.6	3.9	100.0	73.3	25.0	1.7	100.0	67.8	23.7	8.5	100.0

資料：ロドピ県地図，ギリシャ国立統計局発行（現行版），実地調査による情報，

F. De Jong: Names, Religious Denomination and Ethnicity of Settlements in Western Thrace  
 A Supplement to the "Ortsnamekonkordanz der Balkanhalbinsel", Leiden, E. J. Brill, 1980.

そこにはギリシャ系住民がより多く居住しているのが西トラキアの現実である。居住地域の高度別分布それ自体がロドピ県における諸民族の矛盾的共生にもとづく地域形成の姿を描きだしている。

(1) De Jong (1980a), pp. xii—xiii

(2) ロドピ県地図，ギリシャ国立統計局発行（現行版）。

(3) 現在トルコ系住民の大半（コモティニー駐在トルコ共和国総領事談によれば四分の三ほど、一九八〇年十二月二日）は農村に住み、かれらは優秀なたばこ耕作者として知られ、とりわけ良質の葉は山地の南斜面で栽培され、たばこ耕作の機械化、乾燥時の葉の機械編み化につれて近年たばこ栽培が低地に下りる傾向があること（専売公社サロニカ連絡事務所今井所長談、一九八〇年十二月九日）、一九六〇年代初めまでバルカン balkan（トルコ語で森林に覆われた山の意）での炭・まきの仕事が盛んだったこと（純トルコ系農村セメトリ村でのききとり、一九八〇年十二月十三日）などが考慮に入っている。なお Schneider, pp. 225—227 も参照。

四一三 一九八〇年十二月中旬現在の西トラキアに関する若干の情報

村名 (地域名) Thaki, Bati Trakya オン ナオ・スイデイロホリ  
 バサトルー (バサトリア) セメトリア (スインボラ)

種別 西トラキア Thaki, Bati Trakya オン ナオ・スイデイロホリ  
 ギリシヤ人の村 ギリシヤ人の村 混住 (希・土) 村 トルコ人の村

オスマン・トルコによる1922年、ギリシヤ人が来る前はあき地。1922年以後、そはにアメリカ人の大農場があつて、これからギリシヤ人は土地を買つた(書記)、ただし「グルチエは、それは嘘だとい

キエムル)にトルコ人が初めて来たのは1361年。ガスイエツレンシ

ユ・ベイ。同年、ブルガリア人のハジユ・イキル・ベイ(Haci Il Boy)も来た(セメトリ村のテセイハネでトルコ人の先生より)。

ギリシヤ人の来住、ローザンヌ条約住民交換協定第17条では、西トラキアにはギリシヤ人は来住しないこととなつていたが、事実上

来住した。そこでアキニゼロスが、西トラキアに住むことを許可して協定を結んだ(セラハツデイン・ガリツア氏談)。

村名 (地域名)	西トラキア Thiraki, Batu Trakya	ネオ・スイデイロホリ ネン	アヤ・セオドリ	バヤトルー (バヤトルー)	セメンボラ (セメンボラ)
-------------	-------------------------------	------------------	---------	------------------	------------------

トルコの国内戦でアヤ  
トリアのギリシヤ人が  
トラキアに逃れてきた  
(アヤ・セオドリのカ  
ラエニオンで書記よ  
り)。

沿革 1923年に当地にあつたギリシヤ人の村は

- Kuslanli (Ksyliagany),
  - Kheutkoy (Kosmon),
  - Bulatkoj (Asomator),
  - Derekoy (Pandrodas),
  - Kozlukoy (Kardania?)
- その他2,3に過ぎなかつた(セラハツディン・ガリツア氏)。

概況

登録人口1,300人, 400 登録人口630人, 200 (推定) 127戸土  
戸, うち300人は国内 戸。すべて農業。 うちギリシヤ人  
国外各地に出ている。 50~60 戸  
当行政区全体の人口は 3,500人 (書記)。

人口変化 20年前の人口も同じ20年前400人 (書記)。

出稼き 若者は3カ月建設工と 西独行きは1960年開 トラネの工場  
してコモテイニーで働 始, 10戸が現在滞独中 6戸  
く。西独滞在中の者は, 7年間ストゥットガル 西独 12戸  
1961年より100人(書記で建設工として働い トラ 1戸)  
すべて  
トルコ  
船員, 1970年以降, ギ  
リシヤの船会社支社があ  
り, そこで募集, 船員  
は1ヵ月, 5年, 10年

村名 (地域名) Thraki, Batu Trakya オン ネオ・ヌイデイロハリ アヤ・セオドリ バサトルー (バサトルー) セメトリー (ヌインボラ)

記)。 ていた人、その他によ

移 住

トルコへの移住はこの 10年間(70~80)に2 年以降40~50戸(オ 10戸(チヤイハネにて、 聴取りの4人より)。

所 有 地 経 営 地

12,000 sf/1,000 人  
=12 sf/人 or  
12,000 sf/308 戸  
=40 sf/戸

(計算基礎全村) 耕地  
ただし出稼き者の影響の  
が在村者によって耕作  
されると仮定して。

14,000 sf/630 人  
=22 sf/人 or  
14,000 sf/200 戸  
=70 sf/戸

(計算基礎全村) 耕地  
ただし出稼きの影響の  
存否を無視。  
自作が大部分、200 ス  
トルンヤタの自作も  
いる。小作もある(村  
民より)。

245 sf/17 人  
=14 sf/人 or  
245 sf/4 戸=61 sf/戸

(計算基礎トルコ人農  
家4戸) 4戸のうち  
max. 110sf, min. 20sf.  
土地はすべて自己所  
有。「この村のギリシ  
ヤ人で100ストレンヤ  
タ以下のものはない」  
(4人のトルコ人イン  
フネーラント)。「トル  
コ人で100 sf. 以上は  
稀なる例外」[1973年  
の交換分合前は280 sf.  
交換分合で政府に170  
sf. を取られた。

60 sf/31 人=2 sf/人 or  
60 sf/6 戸=10 sf/戸  
(計算基礎トルコ人農  
家6戸)

6戸の状況  
所在耕地(s) 0 9 10 15 15 20  
倍入/戸 53 111 111 11  
村民の半数は土地をも  
たない。村民の半数は  
地主と称し得る者はい  
ない。

と出る。西独船在中15戸、戻つ  
た者10戸。2ヶ月~5  
カ年、自動車工場など。  
トルコからのトルコ人  
と一緒に働くとは限ら  
ない。

村名) 西トラキアネオ・スイデイロハリ  
 (地域名) Thraki, Bati Thrakya  
 バサトラー (サメソラー)

土地は狭いので、トルコ人の少なくとも80%はギリシヤ人のもので農業労働者として働いている」

小麦、綿花、甜菜、飼たばこ  
 料用大麦

小麥(古くから)、綿花、はつか(新作物)、とうもろこし、甜菜(新作物)  
 小麦、とうもろこし、甜菜、トマト、はつか、西瓜、こしよ

作物

1月

馬合鷄、西瓜、メロン

2 綿花植つけ  
 大麦、かぼちや植つけ

トマト、こしよ植つけ

3 綿花植つけ  
 綿花植つけ

とうもろこし植つけ

4 綿花、甜菜、とうもろこし植つけ  
 とうもろこし植つけ

小麦收穫

5 小麥、はつか收穫  
 トマト、ろこし收穫

甜菜收穫

6 小麥、はつか收穫  
 とうもろこし、綿花收穫

綿花收穫

7 小麥、はつか收穫  
 とうもろこし、綿花收穫

綿花收穫

8 綿花、甜菜、とうもろこし收穫  
 とうもろこし、綿花收穫

綿花收穫

9 綿花、甜菜、とうもろこし收穫  
 とうもろこし、綿花收穫

綿花收穫

10 綿花、甜菜、とうもろこし收穫  
 とうもろこし、綿花收穫

綿花收穫

11 綿花、甜菜、とうもろこし收穫  
 とうもろこし、綿花收穫

小麦播種

12 小麥、はつか收穫

小麦收穫

トラクター

村で150台  
 (所有戸数率約50%)

100台、導入は1945年以降  
 (所有戸数率約50%)

トルコ人45戸中12戸が12台のトラクターを所有。トルコ人中の所有戸数率27%。ギリシヤ人中の所有戸

全村で2台所有戸数率3%弱  
 耕起用具はpulluk(一種の畜力すき)

村名 (地域名) Thraki, Bati Trakya オン ネオ・スィデイロホリ アセトルー (バグーリテ) セメトホリ (スィンボラ)

農業雇用

村内の雇用関係はな 綿花とトマートの収穫時 (再録) トルコ人の土地 村内で他人を傭う人は い。綿摘み、甜菜畑つ にトルコ人を傭う。大 は狭いので、少なくと もトルコ人の80%は キリシヤ人のもとで農 業労働者になる。

〔備考〕 表中 st とあるのはストレンツァ streamas で、1ストレンツァ=10メートル。

文 献

Carter, F. W.: An Historical Geography of the Balkans. London, 1977.

De Jong, F.: Names, Religious Denomination and Ethnicity of Settlements in Western Thrace, Leiden, 1980a.

De Jong, F.: The Muslim Minority in Western Thrace, in World Minorities in Eighties, A Third Volume in the Series, edited by Georgina Ashworth, formerly Research Director, Minority Rights Group, Sanbury, U. K., 1980b.

Kreiser, K.: Die Siedlungsamen Weststraktens nach antichen Verzeichnissen und Kartenwerken, Freiburg, 1978.

Schmieder, O.: Die Alte Welt, Band II Mittelmeerländer, Kiel, 1969.

Webster's Geographical Dictionary, 1964.

外務省条約局『条約彙纂』第三卷第三編(対勃及対土平和条約並関係諸条約)『大正十五年十一月。』

定期刊行物  
 鴨澤敏『政治に圧迫される少数民族「地域」第一〇号』一  
 九八二年春季号『八二一八五ページ。』  
 Impact International, Vol. 11: 2, 1981. pp. 5—6.

- Agricultural Statistics of Greece, Year 1978, Athens.*  
*Statistical Yearbook of Greece 1979, Athens.*  
ギリシャ国立統計局、ロドス県地図(縮尺二十万分の一)、『現  
行版』。  
朝日新聞、一九六七年三月十六日、九月十日、十一月十七日、  
十七日(夕)、十八日(夕)、十九日、二十四日、二十五日、十  
二月五日、三十日。  
*Geçek: Mar. 4, 31, May 16, 1981, Jan. 27, Apr. 13, 1982,*  
*Konotini.*
- Hürriyet Gazetesi: Hafta sonu eki, Jan. 8, 1981, Istanbul.*  
*Süddeutsche Zeitung: Dec. 3, 1980, München.*  
*Yeni Asır: Jan. 19, 28, 1981, Izmir.*  
フテネ JETRO 発行の一資料(地域開発関係法規を含む)、『  
一九八〇年十二月入手。』  
(法政大学教授)
- \* 本稿は昭和五十五年度科学研究費補助金(海外学術調  
査―現地調査)「地中海地域における過疎―人口移動にと  
もなう生活空間の再編成」による研究成果の一部である。